

令和 8 年 8 月 6 日

浜田市議会議長 澁谷 幹雄 様

文教厚生委員会委員長 足立 豪

委 員 派 遣 報 告 書

本委員会は、下記のとおり委員を派遣し、視察調査を終了したので報告します。

記

- 1 期間 令和 8 年 7 月 7 日（火）～7 月 9 日（木）
- 2 視察先及び調査項目
 - (1) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会（神奈川県川崎市）
 - ・力を入れている独自事業や運営状況について
 - (2) 埼玉県入間郡三芳町
 - ・こどもの権利に関する条例について
 - (3) 埼玉県草加市・「こどもまんなか そうか」の取組について
 - (4) 草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」（埼玉県草加市）
 - ・施設見学
- 3 精算額（旅費） 一人当たり 63,345 円×6 名（議員 1 名は 66,937 円）
- 4 派遣委員、事務局（合計 8 名）
 - ・委 員 足立 豪、遠藤祐之、岡山令子、花田 香、森谷公、串崎利行、芦谷英夫
 - ・事務局（随行職員） 議事係長 山崎 淳
- 5 調査の概要（視察の内容等）

別紙のとおり

文教厚生委員会 行政視察報告書

1 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

1 日時 令和8年7月7日（火）15：00～16：30

2 場所 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会（川崎市中原区上小田中 6-22-5 6 階）

3 視察目的

浜田市が人口減少、少子高齢化及び地域福祉の担い手不足といった課題に直面する中、今後の社会福祉協議会のあり方と地域福祉を支える仕組みを検討するため、川崎市社会福祉協議会の独自事業、組織運営、財政基盤及び行政とのパートナーシップについて調査することを目的とした。

4 視察概要

川崎市社会福祉協議会が取り組む独自事業や財政・組織運営について説明を受け、行政との役割分担、地域課題の把握方法、生活困窮者支援、福祉教育、介護保険事業、寄附獲得などについて意見交換を行った。特に、住民の相談をデータ化して新たな事業につなげる取組や、行政の受託機関にとどまらず対等なパートナーとして政策提言を行う組織姿勢について調査した。

5 主な調査内容

(1) 行政との連携と自立した組織姿勢

- ・川崎市社協は「行政の下請けにならない」という明確な意識を持ち、行政と対等なパートナーとしての関係性を構築している。
- ・現場で把握した住民の声を市へ伝え、政策提言や要望を行うことで、地域福祉を推進する主体としての役割を果たしている。

(2) 健全な財政基盤の確立

- ・収益の約 53%を川崎市からの補助金及び受託事業費が占める一方、介護保険事業の立て直しや新たな受託事業の獲得など、経営改善に取り組んでいる。
- ・流動比率や純資産比率が改善し、平成 18 年から積み立てている福祉基金の運用や、将来の事業撤退リスクに備えた計画的な資金積立を行っている。
- ・企業との連携による寄附獲得の仕組みづくりにも取り組んでいる。

(3) 地域課題のデータ化と新たな事業への展開

- ・住民からの多様な相談を「福祉相談」と位置づけ、Google フォームを用いてデータ化・統計化している。
- ・食料支援の現場で把握した「米をもらっても炊き方が分からないこどもがいる」という課題から、地域住民がこどもにおにぎりの作り方を教える「おにぎりキャラバン」を事業化した。

(4) 地域生活支援 SOS かわさき事業

- ・市内約 48 法人が参画するネットワークを活用し、市内 12 か所の福祉施設等を食料の保管拠点としている。
- ・保健師等の関係機関からの依頼に基づき、相談者に近い拠点から約 2 週間分の食料を提供し、次の公的支援につながるまでの「つなぎ」の役割を果たしている。

(5) 福祉教育事業「チャレボラ」

- ・小学生から大学生までを対象とした夏休みのボランティア体験事業を実施している。
- ・事前オリエンテーションを YouTube 動画の視聴に切り替え、参加者が自分の都合に合わせて学べるようにしたことで、参加者数の増加につながっている。

6 主な質疑応答

Q YouTube のオリエンテーション動画は、実際にどの程度視聴されているか。

A 参加するこどもには必ず視聴するよう伝えており、少なくとも申込人数以上の再生回数を確保している。

Q 地域生活支援 SOS かわさき事業で提供する食料は、どのように調達しているか。

A 企業の非常食のローリングストックや自社製品の提供を受けるほか、寄附金を活用して米など必要な食料を購入する場合もある。

Q 食料支援と生活保護との関係はどのようになっているか。

A 社協は保健師等の専門職へ食料を渡す役割を担い、その後、必要に応じて保健師が生活保護の担当課へつなぐ流れとなっている。

Q 会費収益約 4,200 万円の内訳はどのようになっているか。

A 市役所や法人など約 500 団体からの会費が約 200 万円、地域住民約 1 万 8,000 人から 2 万人の賛助会費が約 3,800 万円である。

Q 自主事業である介護保険事業の内容は何か。

A デイサービスは実施しておらず、訪問介護、居宅介護支援及び障害福祉サービスを中心に実施している。

Q 純資産比率が 60%以上と高い中、資金を積み立てる意図は何か。

A 福祉基金の運用益を地域へ還元することに加え、将来、介護保険事業から撤退する場合に多額の資金が必要となるリスクへ備えるため、意図的・計画的に積み立てている。

Q 寄附金を増やすため、どのような取組を行っているか。

A 企業へのダイレクトメールによる開拓や、民間企業と連携し、専用サイトでの商品購入が寄附につながる仕組みを構築するなど、新たな寄附文化の醸成に取り組んでいる。

Q 地域づくりの会議が乱立し、同じメンバーが集まる課題へどのように対応しているか。

A 川崎市でも同様の課題があり、住民から行政と社協で整理するよう求められている。区ごとに状況が異なるため、現時点で完全な統一には至っていない。

7 各委員の所感

委員名	所 感
委員長 足立 豪	川崎市社会福祉協議会が、行政の単なる受託機関ではなく、対等なパートナーとして主体的に活動している姿勢が特に印象に残った。住民から寄せられる相談をデータ化し、地域課題を具体的な事業へつなげている点は、大変参考になる取組である。「おにぎりキャラバン」や「SOS 川崎事業」は、現場の小さな気づきを実際の支援に結び付けた好事例だと感じた。また、介護保険事業の改善や将来のリスクに備えた資金確保など、計画的な財政運営にも強い経営意識が表れていた。企業と連携した寄付の仕組みづくりなど、新たな自主財源の確保に挑戦する姿勢も評価できる。一方で、地域づくりの会議に同じ人が集まるという課題は、浜田市と共通しており、簡単には解決できない問題であると感じた。自治体の規模は異なるものの、社協職員が課題意識と意欲を持ち、事業を改善し続ける姿勢は本市でも見習うべきである。今回の視察で得た知見を、浜田市社会福祉協議会の組織運営や地域福祉施策の改善に生かしていきたい。
副委員長 遠藤祐之	川崎市社協では、独自の事業を行っており、かなり健全な経営状況であり、こども向け支援でも川崎市独自の政策がいくつかあり、今後、浜田市社協でも取り組んでいけるのではないかと感じた。ぜひ浜田市社協も川崎市社協に伺ってもらい、成功事例を取り入れていただきたい。
岡山令子	川崎市社会福祉協議会の視察を通じて強く感じたのは、「行政の下請けではない」という明確な意思と、「地域の福祉は自分たちが支えている」という強い覚悟である。行政と連携しながらも、常に主体的な立場を貫き、地域課題の解決に取り組む姿勢が組織全体に浸透していた。また、「自らの人件費は自ら獲得する」という考え方にも大きな衝撃を受けた。補助金や委託事業に関しても自ら事業提案を行うなど、その対価を得ることで持続可能な組織運営を実現しようとする強い気概が感じられた。さらに、市役所との緊密な連携体制も印象的であった。行政計画との連動を図る仕組みづくりに加え、職員の出向や市長と一般職員との意見交換の場が設けられるなど、日頃から顔の見える関係づくりが進められていた。地域福祉を支えるためには、組織としての自立性と行政との協働を両立させることが重要であると改めて認識した。今回の視察は、社会福祉協議会の果たすべき役割を考えるうえで、大変示唆に富むものであった。
花田 香	研修の始まりに「川崎市社会福祉協議会は民間です」という明確な立ち位置を示されたことで、行政から指示待ちの組織ではないという意識を感じた。それどころか、行政のサービスを通り越し、市に対して新規事業や不足している事業等の提案をして、川崎市の地域福祉をけん引していく意識の高さには敬服した。話を聞いて、これまで順調だったわけではなく、課題がたくさんあるからこそその連携の必要性和、社協に動いてもらわなければ課題が解決できない現状の困り感がべ

委員名	所 感
	ースにあることが分かった。そうして生まれた、行政職員を出向（浜田市のように退職職員ではなく、中堅の職員を）させる仕組みや、各地区社協の構成員の中に学校を入れる例など、社会福祉協議会が活性化している仕組みをたくさん聞くことができた。全体を通して、限りある財源の中だからこそ民間経営としてのマインドを保ち、主体的に考え始める土台そのものが、成功の秘訣ではないかと感じた。浜田市に取り入れるべき要素はたくさんあり実りある視察であった。
森谷公昭	川崎市社協の子供向け支援は、一時的な対応に留まらず、本質的な課題解決と地域づくりに直結している点に感銘を受けた。例えば「おにぎりキャラバン」は、食料配布から子供が自らおにぎりを作る力を育む支援へと発展している。また、ボランティア体験「チャレボラ」は動画活用で参加のハードルを下げ、次世代の担い手育成に成功している。これらの枠に捉われない主体的な姿勢は大変参考になる。
串崎利行	各地域福祉計画等行政計画と連携を図りながら、地域住民、生活者の視点から地域福祉をされている。行政計画の中に社会福祉協議会の考えを取り入れてもらい、行政の下請けではなく、最大のパートナーで同じ対場と感じ浜田市も参考にするべきと感じた。コミュニティソーシャルワークの展開では、困りごとの把握、共有、解決、関係機関に繋ぐ、解決策をイメージされており、学ぶべき点は多かった。支援が必要になってから対応するのではなく、地域全体で見守り、早期に支援へつなげる仕組みづくりの重要性を学んだ。
芦谷英夫	①川崎市には1市社協、7区社協があり、地区社協は昭和33年度から形づくられ18の地区社協が、平成24年に40地区社協まで拡大し今に至っているが、地区社協には保護司、学校PTA、スポーツ推進委員、社会福祉施設、奉仕団体、市民ボランティア、マンション管理組合、神社寺院、幼稚園保育所、商店会などが参画しており地域の総参加体制が見てとれ、社協の地域組織づくりの参考となる。 ②川崎市地域福祉計画と連携して、市社協地域福祉活動計画、各区地域福祉活動計画を策定しているが、地区社協による小地域福祉活動計画は策定しておらず（浜田市は策定している）、上記のような多様な団体の参画から、小地域福祉活動計画の策定は必要ではないか。また川崎市社会福祉協議会は福祉関係団体、社会福祉施設などによる会員、賛助会員で運営しており、会費収入は約4,000万円、川崎市からの補助金、受託金は約53%となっており、市からの支援が大きなウエイトを占めている。

8 掲載写真



2 埼玉県入間郡三芳町

- 1 日時 令和 8 年 7 月 8 日（水）10：30～11：30
- 2 場所 三芳町役場（埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100-1）

3 視察目的

浜田市において急激な少子化が進む中、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの意見をまちづくりへ取り込む仕組みを検討するため、「三芳町こどもの権利に関する条例」の制定経緯、推進体制及び具体的な施策について調査することを目的とした。

4 視察概要

三芳町が令和 6 年 12 月に制定した「三芳町こどもの権利に関する条例」と、条例の理念を具体化するユニセフ「日本型こどもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」について説明を受けた。条例制定の経緯、全庁的な推進体制、こどもの意見を聴く方法、意見を施策へ反映した事例、こどもまちづくり会議、補助金制度及び今後の課題について意見交換を行った。

5 主な調査内容

(1) 条例制定の経緯と推進体制

- ・ 条例制定の契機は、令和 5 年度の三芳町政策研究所「未来創造みよし塾」における「こどもに対して大人たちの約束となる条例の制定」などの提言である。
- ・ 町長を本部長とする「こども政策推進本部」を設置し、課長級職員を構成員として全庁的な連携を図っている。
- ・ 条例を理念にとどめないため、CFCI の実践を具体的な施策として位置づけ、チェックリストを用いて検証している。

(2) こどもの意見を聴く仕組み

- ・ 児童館など身近な居場所でのアンケートやヒアリング、ICT を活用したアンケート、こども食堂等と連携したヒアリングを行っている。
- ・ 小中学校の代表者による「こどもまちづくり会議」を開催し、まちづくりに関する意見交換やワークショップを実施している。
- ・ こどもの意見を大人が受け止め、誠実に答えることを重視している。

(3) こどもの意見が形になった事例

- ・ 新施設の遊具選定や児童館の壁画デザインにこどもの意見を採用した。
- ・ 中学生の要望を受けて児童館の開館時間を 19 時まで延長し、中高生向けの漫画、会話をしながら宿題ができるスペース等を設けた。
- ・ 資料では「こども意見反映補助金」及び「こどもまちづくり補助金」との表記があり、こどもが企画・運営する防災キャンプなどを支援している。

(4) 成果と課題

- ・小中学生へのアンケートで「こどもの権利を知っている」と回答した割合が1年間で18.7%増加した。
- ・課題として、「権利」を「わがまま」と誤解する大人の意識改革、通常業務と並行して事業を推進するマンパワーの確保、部署横断的な連携の強化が挙げられた。

6 主な質疑応答

Q 条例制定に至った経過と参考とした先進事例は何か。

A 令和5年度の三芳町政策研究所における提言がきっかけである。県内では富士見市や北本市、県外では川崎市、町田市、奈良市、東京都、武蔵野市等の条例や取組を参考にした。

Q 条例制定後、市政や政策へどのような影響があったか。

A 公園担当部署が新しい施設の遊具選定時にこどもの意見を聴くなど、庁内でこども目線を取り入れようとする姿勢が広がっている。

Q こどもの意見を条文や施策へどのように反映したか。

A 策定時にこどもまちづくり会議を2回開催し、「緑を守ってほしい」という意見を前文へ、「自由に遊びたい」という意見をこどもの居場所の推進へ反映した。資料では、反映できなかった意見は特になかったとされている。

Q 条例を理念条例で終わらせないための推進・相談体制はどのようになっているか。

A 町長を本部長とするこども政策推進本部を設置して全庁横断的に取り組み、CFCIのチェックリストを用いて施策を検証している。身近な場所に意見箱を設け、日常的に意見を伝えられる場を設けている。

Q 条例制定後の住民の反応はどうか。

A 大人に理解してもらうことの難しさがある一方、こどもの権利を知っているこどもの割合が増加しており、こどもへの浸透を実感している。

Q CFCIの候補自治体として承認された経緯は何か。

A 条例の理念を実効性あるものとするため、全庁的な取組体制とPDCAサイクルを回す仕組みをユニセフへ説明し、令和6年12月に候補自治体として承認された。

Q こどもまちづくり補助金と伴走体制はどのようになっているか。

A こどもの自主的な活動を実現するため、最大50万円の補助金を設けている。企画・運営はこどもが行い、支援する大人を2名程度配置することを条件としている。防災キャンプでは地域のNPO法人代表者等が伴走した。

Q こどもまちづくり会議の参加者の選出方法と任期はどのようになっているか。

A 学校教育課の協力を得て、各小中学校から2名から5名の代表者を選出している。任期は1年度で、年度ごとに入れ替わり、テーマも毎年変更している。

Q ファシリテーターは誰が担当しているか。

A 外部委託はせず、こども支援課の職員が担当している。大人が上から教えるのではなく、こどもから教えてもらう姿勢で対話を進めている。

Q 事業を進める上での課題は何か。

A 「権利＝わがまま」という大人の誤解を解くこと、部署横断的な協力体制をさらに発展させること、通常業務と並行して事業を運営するマンパワーを確保することが課題である。

Q ワークショップで出た意見を政策へどのようにつなげているか。

A こども支援課職員がファシリテーターとなり、付箋を分類しながらこどもと一緒に振り返る。意見を庁内へ持ち帰り、他の住民への波及効果等も踏まえて政策へ落とし込んでいる。

Q こどもの権利と単なる要求をどのように整理しているか。

A こども自身も権利とわがままの区別が十分でない場合があり、こどもの権利条約の基本原則に立ち返りながら、意見の扱いを試行錯誤している。

Q CFCI に承認される具体的なメリットは何か。

A 認定プロセスそのものが全庁的な PDCA サイクルを回す仕組みとして機能するほか、子育て世代へのアピールとなり、定住促進につながることを期待している。

7 各委員の所感

委員名	所 感
委員長 足立 豪	三芳町では、こどもの権利条例を理念だけで終わらず、CFCI の取組を通じて具体的な施策へつなげている点が印象に残った。特に、こどもまちづくり会議を開催し、こどもの意見を条例の前文や居場所づくりに反映している姿勢は高く評価できる。児童館の開館時間延長やプレーパーク、こども主体の補助事業など、意見が実際の形になっていることに大きな意義を感じた。また、こども関係部署だけでなく、公園や施設整備など庁内全体に意識が広がっている点も参考となった。一方で、こどもの意見と要望をどのように整理し、施策として判断するかについては、今後も試行錯誤が必要であると感じた。 町長の理解と推進力が取組を前進させたとの説明から、条例を実効性あるものにするには首長の姿勢が重要だと改めて認識した。条例の認知度が向上している一方、住民や庁内への浸透、担当職員のマンパワー確保など、継続的な課題も確認できた。浜田市においても、こどもの声を聴くだけで終わらず、反映結果を伝える仕組みまで含めて検討する必要がある。
副委員長 遠藤祐之	三芳町でも、こどもを取り巻く環境が素晴らしく、こどもたちが主体となってまちづくりを行っていく環境があり、こども一人一人が町のことを考え、また、町もこどもたちを主体に政策を進めていく姿勢が見え、大変素晴らしい取り組みであると感じた。

委員名	所 感
岡山令子	埼玉県三芳町では、令和 6 年 12 月にこどもの権利に関する条例が制定されており、今回は、その理念を条例にとどめず、実際の施策へと結びつけるための工夫について話を伺った。特に印象的だったのは、こどもたちの声をまちづくりに反映させる仕組みが具体的に構築されていたことである。「こどもの意見反映補助金」の制度を設けることで、こどもたちの主体的な活動を後押しするとともに、「こどもまちづくり会議」にて寄せられた意見を受けて児童館の閉館時間を延長するなど、こどもの声を実際の施策へ反映させていた。また、ユニセフが推進する「日本型こどもに優しいまちづくり事業」も参考にしており、こどもの権利をまち全体で保障する体制づくりを進めていることがうかがえた。一方で、条例制定後にこどもたちの意見をどのように継続的に吸い上げ、政策へ反映させていくかについては、現在も模索を続けている段階であるとのことであった。今回の視察を通じて、条例の制定そのものを目的とするのではなく、その理念を具体的な行動へと結びつけていくことの重要性を改めて認識した。
花田 香	三芳町における「こどもの権利に関する条例」の取り組みは、この条例が単なる理念で終わらせないため、それを具現化するためのユニセフ「日本型こどもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践を具体的な施策として位置づけている。このことで、常にブレずにこどもの政策を推進することが可能になっていると感じた。また、一部の「こどものことを考える部署」のみが推進していくのではなく、推進体制として、町長をトップとする「こども政策推進本部」を設置し、全庁的な連携を図っている。さらに、こどもの意見を聞くための仕組みは、段階を追って様々な場面が設けてあることも、よく考えられていた。よくあるアリバイ作りのように一部のこどもの意見を聴取して安心、といった形だけにとどまっていないことがうかがえた。実際にこどもの意見が実現した例も聞き、これは、「こどもの意見を大人が受け止め、誠実に答えることが大切なポイント」だと言われているように、本気でこどもをリスペクトしている大人側の一貫した姿勢により、実現できていると感じた。三芳町はこどもの意見が具現化され、よりよいまちづくりがこどもと共に始まっていることを確認できた。浜田市でも、「こどもの意見を大人が受け止め、誠実に答えること」をブレない柱として位置づけて推進していくことが必要であると考えている。
森谷公昭	三芳町の取り組みは、こどもを未熟な存在ではなく、まちづくりのパートナーとして尊重する姿勢が印象的だった。段階的な意見聴取の仕組みや、児童館の延長などこどもの声を実際に形にする実行力は素晴らしいと感じる。大人の意識改革といった課題に対し、職員が「こどもから教えてもらおう」姿勢で真摯に向き合う姿は、本市がこどもにやさしいまちづくりを進める上で大いに参考になるモデルだと実感した。

委員名	所 感
串崎利行	CFCI の説明を受け、こどもを保護の対象としてだけではなく、権利を持つ一人の市民として尊重し、こどもの意見をまちづくりや行政施策に反映させることの重要性が大事だと感じた。全体的には、こどものための施策だけでなく、こどもの意見を聴き、政策や地域づくりに生かす仕組みが大切なことや、地域社会全体で支える仕組みが欠かせないこと、また、安心して成長できる環境づくりを進めることが大切であると感じた。
芦谷英夫	①三芳町は女性議員が多いことから、町政への女性の声の反映が具現化されており、女性目線の町政運営を体感することができ、これを下敷きとし具体的なこどもの健全な育ち、こどもの権利を守る、女性の町政参加などが進められており、人に等しく保障された人権を政策の根幹に進めており参考としたい先進例である。 ②こどもの権利に関する条例から、こども公園の整備、公園の安全確保と整備補修、自転車道の整備、歩道や通学路の整備、登下校時見守り隊の増加、こども食堂の増加、こども会の設立などのようにこどもの生活を支える、こどもの生活に密着した施策が推進されるようになるなど、学校教育で権利条例を意識するようになり、各課の姿勢が変わってきているとのことで参考としたい。

8 掲載写真



3 埼玉県草加市

1 日時 令和8年7月8日（水）14：30～16：00

2 場所 草加市役所（埼玉県草加市高砂 1-1-1）

3 視察目的

こどもの権利を尊重し、こどもの意見表明と社会参画を政策へ反映する仕組みを検討するため、草加市の「こどもまんなか そうか」の基本的な考え方、こどもの権利条例の制定過程、こどもの声を聴く仕組み、こどもファンド及びこども基金について調査することを目的とした。

4 視察概要

草加市では、「こどもの思いが実現できるまち」「すべての人が幸せに暮らせるまち」を基本理念として、こどもをまちづくりの中心に据える政策を進めている。令和6年度から、従来の子育て支援を中心とした施策から、こどもの権利の尊重、意見表明及び社会参画を重視した施策へ転換し、条例制定に向けた検討とこどもの声を政策へ反映する仕組みづくりを進めている。

5 主な調査内容

(1) こどもの権利条例の制定

- ・令和6年12月に「こどもの権利に関する条例検討委員会」を設置し、令和7年度から本格的な検討を開始した。
- ・令和8年度中に市長へ答申を提出し、令和9年度にパブリックコメントを経て条例案を議会へ提出する予定としている。
- ・こどもワークショップやアンケートで得た意見を条文ごとに整理し、どの意見をどの条文へ反映するか一覧化して検討している。条例前文の作成にもこどもが参加している。
- ・教育委員会と連携し、「こどもの権利＝わがまま」という誤解を防ぎ、学校現場の理解促進を図っている。

(2) こどもの声を聴く仕組み

- ・小学校低学年から高校生までを年齢別グループに分け、半年間にわたるこども会議（ワークショップ）を実施している。
- ・市内全ての小学校、中学校及び高校を対象とした無記名アンケートで約4,800件の回答を収集し、自由記述を重視している。
- ・学校、特別支援学校、外国ルーツのこどもの学習支援団体等を訪問する出張ヒアリングや、「市長への手紙」を活用して意見を把握している。
- ・政策へ反映した内容だけでなく、反映できなかった理由も公表し、こどもへフィードバックしている。

(3) こどもファンド（事前質問では「そうかこどもファンド」）

- ・こどもが地域をより良くするアイデアを提案し、公開審査を経て上限 10 万円の活動資金を交付している。
- ・こども審査員を交えて審査し、保護者主体ではなく「こども主体」であることを重視している。
- ・市職員や地域団体が伴走し、地域との調整、許認可及び事業実施を支援する。各グループには会計管理を担う大人を配置している。

(4) こども基金

- ・個人や企業からの寄附を原資として、こども会議、こどもファンド、広報動画制作等の事業を支えている。
- ・継続的な財源確保を課題として、企業名の広報動画への掲載など、寄附しやすい仕組みづくりを進めている。

6 主な質疑応答

Q こどもの意見をどのように整理し、少数意見へ配慮しているか。

A ワークショップでは意見をキーワードごとに整理し、こどもの考えを尊重して取りまとめている。無記名アンケートや出張ヒアリングにより多様な声を把握している一方、意見を表明しないこどもの声の把握は今後の課題である。

Q 条例づくりへこどもの意見をどのように反映しているか。

A ワークショップやアンケートの意見と条例案の各条文との対応を確認しながら検討している。条例前文についてもこどもが主体となって作成している。

Q 教育委員会や学校との連携はどのように進めているか。

A 条例検討委員会へ小中学校長が参加し、学校現場にある「権利がわがまと受け止められないか」という懸念について、継続的な協議と情報共有により理解促進を図っている。

Q こども会議はどのように運営しているか。

A 年齢別グループで半年間対話し、こども同士で意見をまとめることを基本としている。ファシリテーターは発言を引き出して整理を支援し、大人が結論を誘導しないようにしている。

Q こども会議の参加者はどのように募集しているか。

A 市ホームページ、学校、公民館及び関係団体を通じて公募している。初年度は 30 人の募集に対し 31 人の応募があった。翌年度は継続参加者を中心に前文作成へ取り組み、その後、新規参加者を募集する予定である。

Q アンケートではどのような工夫をしているか。

A 市内全小中高校生を対象に無記名で実施し、年齢と居住地区のみを把握している。自由記述を重視し、こどもが安心して本音を書けるよう配慮している。

Q こどもの意見へどのように応えているか。

A 政策へ反映した内容だけでなく、反映できない場合も理由を説明し、意見を聴くだけで終わらず、結果をこどもへ返すことで信頼関係の構築につなげている。

Q こどもファンドの審査で重視していることは何か。

A 保護者が中心となる企画ではなく、こども自身の発想と主体性が発揮されているかを最も重視している。

Q 活動への支援体制はどのようになっているか。

A 各団体に会計管理を担う大人を配置し、市職員と地域のアドバイザーが、事業実施や関係機関との調整を伴走支援している。

Q こども基金の運営上の課題は何か。

A 寄附を原資としているため、継続的な財源確保が課題である。企業や団体への働きかけを強化し、社会貢献活動として寄附しやすい仕組みづくりを進めている。

Q こどもの意見が実際の施策へ反映された事例は何か。

A 公園の利用ルールの見直し、児童館・児童センターの運営改善、こどもファンドを活用した地域活動などにつながっている。

Q 取組を進める中で職員の意識はどのように変化したか。

A こどもとの直接対話により新たな気づきが得られ、「こどもの声を聴く」という視点が庁内全体へ広がり、政策形成へ生かす重要性を職員自身が実感している。

7 各委員の所感

委員名	所 感
委員長 足立 豪	草加市の取組から、こどもを単なる支援の対象ではなく、まちづくりの主体として位置づける姿勢を強く感じた。ワークショップや出張ヒアリングを通じて、こどもの声を直接聞き、条例づくりに反映しようとする点は大変参考になった。特に、こども自身が提案・審査・実践まで行う「こどもファンド」は、社会参加を実感できる有意義な取組だと感じた。一方で、声を上げやすいこどもに意見が偏る可能性や、声を上げにくいこどもの意見をどう把握するかは重要な課題である。また、意見を聞くだけで終わらず、どのように施策へ反映したのかをこどもへ返す仕組みも必要だと感じた。 教育委員会を含む庁内全体の理解や連携が道半ばである点は、浜田市でも十分に意識すべき課題である。条例制定そのものを目的とするのではなく、制定後もこどもの意見が継続的に尊重される仕組みづくりが重要である。今回の視察で得た実践例や課題を生かし、浜田市の実情に合ったこどもの権利施策につなげていきたい。
副委員長 遠藤祐之	草加市では、そうチャレなどの施策でこどもたちの意見を上手に吸い上げ、実行していく状況が大変素晴らしく感じた。

委員名	所 感
岡山令子	埼玉県草加市では、令和9年度の条例案提出に向けて準備が進められており、現時点では条例は制定されていない。しかし、条例の制定を待つことなく、「こどもまんなか そうか」の理念のもと、こども会議などのワークショップを通じてこどもの声を聞き、実際の施策へ反映させる取り組みが進められていた。特に印象的だったのは、従来の子育て支援を中心とした施策から、こどもの権利の尊重や意見表明、社会参画を重視する施策へと大きく転換していた点である。こどもファンドの取り組みでは、こども自身が地域をより良くするためのアイデアを提案し、公開審査を経て上限10万円の活動資金を得て活動を展開していた。また、その活動を支えるため、個人や企業から寄付を募る仕組みも整えられつつある。一方で、条例が制定されていないことから、市全体としての共通認識の形成には課題があり、担当部署以外の施策へこどもの意見を反映させることは容易ではないとのことであった。今回の視察を通じて、条例の制定は重要な過程ではあるものの、それを待つだけではなく、今できる取り組みを着実に積み重ねていくことの重要性を改めて認識した。浜田市においても、こどもの意見を施策へ反映させる仕組みづくりは、今から十分に始めることができると感じた。
花田 香	草加市は「こどもまんなかそうか」を合言葉に、条例制定に向かい、具体策を講じて実践されていた。通常は、条例を制定した後により具体的方法を考える、という流れに陥りがちだが、草加市では、条例制定する前からのこどもの意見を聞くための仕組みが考えられ、実践されていることに感銘を受けた。こども会議やこども自身も審査員としたこどもファンド、こども基金など徹底されており、こどもの声を聴くためには様々な具体策が考えられる可能性を見せていただいた。話を聞く中で、「こどもの権利＝わがまま」という認識を持っている教育委員会との温度差が課題であるとの悩みも聞くことができた。どこの市町村にもありがちな、縦割りで進めていった結果として陥りがちな課題も聞き、「こども部局だけ」で推進すべきでなく、全庁的に捉えて推進する仕組みが必要なのだと気づかされた。
森谷公昭	草加市の取り組みは、子供を単なる保護の対象ではなく「まちづくりの主人公」と位置づけている点が非常に画期的である。特に「そうチャレ」や「こどもファンド」のように、意見を吸い上げるだけでなく、大人が伴走してアイデアの実現までサポートする実践的な仕組みは高く評価できる。教育現場との連携や財源確保などの課題はあるが、本市の今後のこども施策において大いに参考となる先進事例である。
串崎利行	そうかこどもファンドは、こどもの主体性やチャレンジ精神を育む先進的な取り組みと感じた。全体的には、こどもを支援の対象として捉えるだけでなく、こどもを地域社会の大切な一員として尊重し、その声をまちづくりに生かすことを実践

委員名	所 感
	する取組であり、浜田市も、こどもまんなかの視点によるまちづくりを推進することが大事と感じた。
芦谷英夫	①「こどもまんなか」を掲げ、こどもが主人公、こどもの意見反映、こどもの意見表明、こどもの社会参加を理念とし、「こどもの権利に関する条例」、「そうチャレ」＝こどもの声を聴く仕組み、「そうかこどもファンド」＝こどもの提案の実現、こどもの体験の支援、などの重点施策を進める計画であり、条例制定から具体的な事業計画化までの一貫した態勢は参考としたい。 ②令和7年度から条例制定に向け検討しており、社会全体で取り組みを応援する受け皿として、1,000万円規模の草加市こども基金を創設しており、7年度決算325万円、8年度予算395万円と具体的に事業化しており、そのほか基金額としては高知市の1,500万円、名取市の1,100万円の例などもあり、浜田市として条例制定前からの事業実施、基金造成など検討すべきである。

8 掲載写真



4 草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」

- 1 日時 令和8年7月9日（木）10：30～12：00
- 2 場所 草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」
- 3 視察目的

こどもや若者の居場所として整備された「ミラトン」の施設機能や空間構成を確認することを目的とし、遊び、学習、音楽、スポーツなど、多様な活動に対応する設備の工夫を視察した。利用者の主体的な活動や世代を超えた交流を促す施設の在り方を確認し、浜田市におけるこども・若者の居場所づくりや施設整備の参考とするものである。

4 視察概要

草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」を訪問し、施設内を見学した。館内には、学習や交流、音楽、ダンス、スポーツなどに対応した多様な設備が整備されていた。こどもや若者が目的に応じて自由に過ごせる、明るく開放的な空間づくりが特徴であった。また、学校や世代を超えた交流と、利用者の主体的な活動を促す工夫が見られた。浜田市におけるこども・若者の居場所づくりを検討する上で、参考となる施設であった。

5 主な確認事項

- ・こどもや若者の居場所としての施設の役割と利用対象
- ・学習、交流、音楽、ダンス、スポーツ等に対応する設備の配置
- ・利用者が自由に過ごし、主体的に活動できる空間づくり
- ・学校や世代を超えた交流を促すための施設上の工夫
- ・浜田市におけるこども・若者の居場所づくりへの活用可能性

6 主な質疑応答 施設見学のみであるため、質疑は案内で各委員から個別に行う。

7 各委員の所感

委員名	所 感
委員長 足立 豪	草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」を施設見学した。ミラトンは、30歳までのこどもや若者を中心に、幅広い世代が利用できる交流施設である。館内には、広いホールをはじめ、音楽室、ダンス室、学習スペースなど、多様な活動に対応した設備が整備されていた。こどもや若者が目的に応じて自由に過ごせる、開放的で明るい空間づくりが印象に残った。遊びや学習、スポーツ、音楽などを通じて、世代や学校を超えた交流が生まれる施設であると感じた。また、特徴的な建物のデザインからも、こどもや若者の未来を応援する草加市の姿勢が伝わってきた。今回は施設見学のみで、具体的な運営状況や利用実績までは確認できなかったが、地域における重要な居

委員名	所 感
	場所の一つであると感じた。浜田市においても、こどもや若者が気軽に集まり、主体的に活動できる居場所づくりの参考になる施設であった。
副委員長 遠藤祐之	小さなこどもだけでなく、高校生にも開かれたこどもの居場所で、様々な催しを行い、学習スペースなども備えてあり、草加市のこどもたちの居場所の一つとして十分な役割を担っていました。 スタッフの方々もいろんな事を工夫され、こどもたちが楽しみに訪れる場所となっていました。
岡山 令子	草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」は、もともと松原児童館として運営されていた施設を、まちの再開発に合わせて再整備し、30歳以下のこども・若者を対象とした交流拠点へと発展させた施設である。特に印象的だったのは、施設の設計段階からこどもたちの声を積極的に取り入れていたことである。学習スペースの設置をはじめ、実際の利用者の意見を反映させながら施設づくりが進められており、「こどもにとって必要なもの」を大人が一方的に決めるのではなく、「こどもとともにつくる」という姿勢が貫かれていた。現在も、乳幼児から青少年まで幅広い年代が利用しており、それぞれの立場から多くの意見が寄せられているということであった。施設側はそうした声を丁寧に受け止め、運営方法の見直しや環境整備に生かしており、こどもの意見を継続的に反映させる仕組みが構築されていた。 浜田市においては、こどもの権利に関する条例の制定に向けた取り組みが進められているところであるが、条例の制定を待つのではなく、施設整備や事業の実施にあたって、こどもたちの意見を積極的に取り入れる機会を設けることも重要であると感じた。今回の視察は、こどもの参画を实践するうえで、多くの示唆を与えるものであった。
花田 香	草加市で聞いた話の、具体的な現場を見学することができた。職員が、訪れたこどもたちや保護者と対等に意見を交わしながら、「ミラトン」を運営されていることがよく分かり、利用者は共に街を作る仲間である、という認識がベースにあることが肌で感じられた。よく考えられた「ハコもの」を作ることが目的になってしまう場合があるが、ミラトンを使って、うまく人づくりまちづくりをされている良い例であった。そうしたその場所に中心におられる人の社会教育的手法で進めていくことができるマインドが本当に大切であると思う。その場所を共に作るパートナーとして、こどもや子育て中のお母さんやお父さんが存在していること、また関わる人たちとの営みの片りんを垣間見えることができ、大いに学びとなった。浜田市で今から考えようとしている数々の計画が、一つの目的で作られるのではなく、こどもを巻

委員名	所 感
	き込んだ市民の営みがある場所で動いていくことで、さらには当初考えてもいなかったような形に変化することもありだという柔軟な考え方や可能性も肯定できるような浜田市でありたい。
森谷公昭	ミラトンについては特別なところであるため、気軽に真似ができるところではないと思う。2000 平米 4000 平米のところを扇形に作り、スペインの特殊な建物のような感じで人口密度も高い草加市にあるところだからできるものであり、浜田市のように東京 23 区位の広い地域のところでこういう事をやることは、不公平につながるような気がした。
串崎利行	ミラトンは、遊ぶ場所ではなく、育つ場所・つながる場所・挑戦する場所として設計・運営されていた。こどもや若者の主体性を尊重し、多世代が交流することで地域全体の活力を生み出す取組は、今後のまちづくりに示唆を与えると感じた。浜田市も、こどもや若者が安心して集い、自ら学び、挑戦し、地域とつながる環境づくりが大切だと感じた。
芦谷英夫	①ミラトンは、こどもから 30 歳までの若者を中心に様々な出会いや交流を生み出すとしており、おやこルーム、創作工房、エントランスホール、音楽室など 8 つの屋内スペース、あそびの丘、鳥と虫の森、みなのはらっぱなど屋外の広場などがあり、機能の充実した施設である。浜田市の子育て支援センターすくすくは、あかちゃんの、つどいの、えほんの、あそびの、4 つのみの部屋と人工芝の園庭があり、比べるべくもないが広い市域であり、まちづくりセンターなどにこどもが参加する、つどう機能を持たせることを検討する。 ②すくすくは就学前のこどもが対象で、18 歳までを対象として家庭相談、予防接種などを行っているが、資料によると浜田市には 6 か所の児童館/学童保育所があるが十分利用されているのか、ミラトンの例のように 30 歳までの若者の出会いや交流をつくる場、こども、若者の地域社会への参加を進めるため、まちなか交流プラザ、県立大学の一角、まちづくりセンターなどにその機能を担うことを検討する。

8 掲載写真



5 委員会の考察

今回の行政視察では、川崎市社会福祉協議会、三芳町、草加市及び草加市立松原児童青少年交流センター「ミラトン」の4か所を訪問し、地域福祉、こどもの権利、こどもの意見表明・社会参画、こども・若者の居場所づくりについて調査した。分野や取組の形は異なるものの、4視察先に共通していたのは、住民やこどもの声を聴くだけで終わらせず、データ化、対話、庁内連携、財源確保及び伴走支援を通じて、具体的な制度、事業又は空間へと変え、その結果を地域へ返していく姿勢である。

浜田市においても、先進事例をそのまま導入するのではなく、「誰の声を、どこで受け止め、誰が判断し、どのように施策へ反映し、結果をどう返すのか」という政策形成の流れを明確にすることが重要である。

1. 4視察先に共通する「声を仕組みに変える」視点

川崎市社協では、日々の相談を「福祉相談」として蓄積・統計化し、食料支援の現場で把握した課題を「おにぎりキャラバン」のような新たな事業へ展開していた。三芳町では、こどもまちづくり会議や身近な居場所でのヒアリングを通じて集めた意見を、条例の前文、遊具選定、児童館の開館時間延長及び補助事業へ反映していた。草加市では、年齢別ワークショップ、全小中高校生を対象とした約4,800件の無記名アンケート、出張ヒアリング等を組み合わせ、反映できた意見だけでなく、反映できなかった理由もこどもへ返していた。また、ミラトンでは、学習、交流、音楽、ダンス、スポーツ等の多様な活動を受け止める空間が用意され、こども・若者の主体的な活動が生まれやすい施設構成となっていた。

これらの取組から、意見聴取の回数やアンケート件数だけを成果とするのではなく、①声を拾う、②内容を整理・分析する、③施策として判断する、④事業・制度・空間へ反映する、⑤結果と理由を本人や地域へ返す、という一連の循環を設計する必要があると考える。特に、声を上げやすい人の意見だけに偏らないよう、窓口相談、無記名アンケート、出張型の聞き取り、日常的な居場所での対話など、複数の方法を併用することが求められる。

2. 社会福祉協議会の運営と地域福祉への示唆

川崎市社協の視察で特に重要であったのは、社協を行政の事業を受託する組織にとどめず、現場で把握した地域課題を行政へ伝え、政策提言を行う対等なパートナーとして位置付けている点である。市内約48法人が参画し、12か所の保管拠点から約2週間分の食料を提供する「地域生活支援SOSかわさき事業」は、制度につながるまでの空白を地域のネットワークで補う実践であり、個別支援と地域づくりを結び付ける取組として参考となる。

浜田市においては、社会福祉協議会が受ける相談について、相談分野、年代、地域、支援につながらなかった理由、既存制度では対応できない課題等を可能な範囲で共通項目化し、個人情報に配慮した上で行政、社協及び議会が定期的に傾向を共有する仕組みを検討すべきである。これにより、生活困窮、孤立、移動、買物、権利擁護等の課題を担当部署ごとの個別案件で終わらせず、地域福祉施策や予算へ結び付けることができる。

また、財政面では、行政からの補助・委託を単純に減らすことが目的ではなく、それぞれの事業目的、成果、行政と社協の責任分担を明確にした上で、会費、寄附、基金、企業連携等を組み合わせ、将来の事業見直しや撤退リスクにも備える経営管理が必要である。浜田市社協についても、事業別の収支だけでなく、相談から把握した課題が新たな事業改善や政策提言へどの程度つながったかという視点を評価に加える必要がある。

3. こどもの権利条例を実効性あるものとするための条件

三芳町と草加市の取組から、条例制定は到達点ではなく、こどもの声を継続的に政策へ反映するための出発点であることが確認できた。三芳町では、町長を本部長とするこども政策推進本部と CFCI のチェックリストを用い、条例の理念を全庁的に検証する体制を整えている。その結果、こどもの権利を知っていると回答した割合が 1 年間で 18.7 ポイント増加したほか、遊具や壁画の選定、児童館の開館時間延長、こども主体の防災キャンプ等へ具体化されていた。

浜田市で条例制定を検討する場合には、権利の定義や理念を定めるだけでなく、こどもの意見を聴く常設の仕組み、意見の取扱いを庁内で調整する責任部署、教育委員会・学校を含む全庁的な推進体制、相談・救済の窓口、施策を検証する指標及び結果の公表方法まで一体的に設計する必要がある。また、「権利＝わがまま」との誤解を防ぐため、こどもだけでなく、保護者、教職員、地域住民及び市職員に対する継続的な学習・啓発も不可欠である。

評価指標については、条例の認知度だけでなく、「自分の意見を安心して言える」「困ったときに相談できる」「意見を伝えた後に結果や理由が返ってきた」と感じるこどもの割合、意見を基に改善した事業数、相談から支援につながった割合など、実効性を確認できる指標を設定することが望ましい。

4. こどもの意見表明と社会参画を支える仕組み

草加市のこどもファンドは、こどもが地域をより良くする企画を提案し、こども審査員を含む公開審査を経て、上限 10 万円の活動資金を受け、地域で実践する仕組みである。三芳町でも、最大 50 万円の補助制度により、こどもが企画・運営する活動を大人が伴走していた。両自治体に共通するのは、資金を交付するだけでなく、市職員、地域団体、NPO 等が、会計、許認可、地域調整及び安全管理を支援しながらも、大人が企画の主導権を奪わないよう配慮している点である。

浜田市においても、まずは小規模なモデル事業として、こども・若者が地域課題や居場所づくりのアイデアを提案し、自ら審査や実践に関わる仕組みを検討する価値がある。その際は、学校から選ばれた代表者だけでなく、公募、児童クラブ、こども食堂、地域団体、特別な支援を必要とするこども等、多様な参加経路を設ける必要がある。また、採用されなかった提案についても、否定するのではなく、実現が難しい理由、条件を変えれば可能となる点、今後の検討方法をこどもに分かる言葉で返すことが、行政への信頼と次の参加につながる。

5. こども・若者の居場所づくりへの示唆

ミラトンの施設見学から、居場所は単に部屋を用意することではなく、静かに学習したい人、友人と話したい人、音楽やダンスをしたい人、体を動かしたい人など、異なる過ごし方を同時に受け止める空間構成が重要であると確認した。また、三芳町の児童館の開館時間延長や、草加市の児童館・児童センターの運営改善の事例から、施設の新設だけでなく、既存施設の開館時間、利用ルール、対象年齢、飲食、会話、予約方法等をこどもの声に基づいて見直すことも有効である。

浜田市では、新たな大型施設の整備を前提とする前に、公民館、図書館、児童館、学校施設、地域交流施設、民間施設等について、利用対象、開館時間、交通手段、利用料、職員配置、活動内容及び利用しにくい理由を整理し、こども・若者の視点から「居場所の空白」を把握する必要がある。その上で、既存施設の時間延長や空きスペース活用、音楽・学習・交流等の機能追加、地域団体との協働など、費用と効果を比較しながら段階的に整備することが現実的である。

なお、今回のミラトン視察は施設見学が中心であり、利用者数、年齢構成、運営費、職員配置、トラブル対応、利用者の意見を運営へ反映する方法等は十分に確認できていない。浜田市での活用可能性を判断するためには、今後、施設の外観や設備だけでなく、運営実績と継続的な財源、人材確保について追加調査を行う必要がある。

6. 今後の委員会調査及び政策提言の方向性

4 視察先の学びを浜田市の施策へつなげるため、今後は次の事項を具体的に調査・検討していく必要がある。

- ・ **地域福祉の課題把握**：行政及び社協が保有する相談情報を、個人情報に配慮しながら分野・地域別に整理し、制度の狭間となっている課題と支援につながらない要因を明らかにする。
- ・ **こどもの声を聴く仕組み**：学校アンケートだけに依存せず、無記名、出張型、居場所での対話、オンライン等を組み合わせ、声を上げにくいこどもを含めた意見把握の方法を設計する。

- ・ **反映とフィードバック**：寄せられた意見について、担当部署、検討状況、反映結果及び反映できない理由を記録し、こどもや地域へ分かりやすく返す共通ルールを定める。
- ・ **社会参画の試行**：こども・若者が企画、審査、実践及び振り返りに関わる小規模な提案事業を試行し、行政・地域団体による伴走支援の在り方を検証する。
- ・ **居場所の再点検**：既存施設の配置、機能、開館時間、交通アクセス、利用ルール及び運営人材を一覧化し、地域別・年代別の居場所の不足と改善可能な施設を把握する。
- ・ **継続的な検証**：条例、事業又は施設を整備した後も、利用実績だけでなく、相談のしやすさ、意見反映の実感、参加者の広がり、支援につながった成果等を毎年度検証し、改善へつなげる。

今回の視察で得た最大の示唆は、制度や施設の名称を取り入れることではなく、市民やこどもの声を政策へ循環させる仕組みを持つことである。浜田市においても、地域福祉、こどもの権利及び居場所づくりを一連の仕組みとして捉え、今回の視察結果を所管事務調査、事務事業評価、条例検討及び政策提言へ具体的に反映していく必要がある。